



令和5年度に超過課税を活用した取組と整備実績

令和5年度は、法人の皆様にご負担いただいた超過課税を活用し、経済対策の推進や河川の護岸工事などの自然災害対策、幹線道路の整備などを行いました。

活用項目	事業費総額	一般財源
<b>I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進</b>	69億円	35億円
(1) 地域経済の活性化	14億円	5億円
(2) 柔軟な経済構造の構築	55億円	30億円
<b>II 災害に強い県土づくりの推進</b>	874億円	258億円
(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策	421億円	98億円
(2) 地震・津波対策の一層の強化	85億円	29億円
(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備	188億円	93億円
(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修	179億円	37億円
<b>III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備</b>	189億円	58億円
<b>合計</b>	<b>1,133億円</b>	<b>㉠351億円</b>
<b>超過課税活用額</b>	<b>㉡ 255億円</b>	
<b>超過課税活用率（超過課税活用額／一般財源）</b>	<b>㉡／㉠ 72.7%</b>	

※ 表示単位未満切り捨てのため、合計に符合しません。

<台風・豪雨・火山などの自然災害対策>



急傾斜地崩壊防止施設整備



引地川護岸整備

<県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備>



県道603号(上粕屋厚木)整備



横浜湘南道路整備  
提供：横浜国道事務所

法人の県民税・事業税の超過課税を実施しています

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」のために

神奈川県

平素から、県税につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県では、法人県民税については昭和50年から、法人事業税については昭和53年から超過課税を実施させていただいております。

この超過課税による貴重な財源は、生活環境や都市基盤の整備といった本県の特別な財政需要に活用させていただき、重点施策を推進する上で大きな役割を果たしてまいりました。これも税をご負担いただいた法人の皆様方のお陰であり、改めて深く感謝申し上げます。

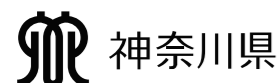
これまでも本県では、職員数や出先機関の見直し、不用県有財産の売却など、行政改革の取組を積極的に進めてきたところですが、本県の財政状況は、介護・医療・児童関係費や教育施設の更新経費の増加などにより、今後も厳しい状況が続く見込みです。

このような状況にあっても、これまでスピーディーに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」を推進していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症による影響からの県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に推し進める必要があります。

こうした喫緊の行政課題に着実かつ迅速に対応するため、令和2年11月から令和7年10月までの5年間の措置として、超過課税を「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に活用することといたしました。

今後も行政改革に取り組みつつ、本県の安全・安心の確保や経済の活性化に努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先は、神奈川県横浜市中区日本大通1 ㊦231-8588 神奈川県庁 電話(045)210-1111 (代表)



- 超過課税の仕組みに関することについては  
総務局財政部税制企画課(内線2306)又は最寄りの県税事務所
- 超過課税の活用に関することについては  
総務局財政部財政課(内線2267)



(2024.08)

法人の県民税・事業税の超過課税の概要

法的根拠	超過課税：地方税法第1条第1項第5号、不均一課税：地方税法第6条第2項				
実施目的	「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に要する財源に充てるため				
適用期間	令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用(5年間)				
税率	普通法人の税率のみを記載しています。特別法人の税率とは異なります。(単位：%)				
	区分	課税標準及び税率の適用区分	令和2年4月1日以後に開始する事業年度 超過税率(標準税率)	令和4年4月1日以後に開始する事業年度 超過税率(標準税率)	
	法人県民税(法人税割)	法人税額	1.8(1)		
	法人事業税(主なもの)	A・B・C以外の法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得	・年400万円以下の金額 0.472(0.4)
				所得	・年400万円超800万円以下の金額 0.826(0.7)
					・年800万円超の金額 1.18(1)
			付加価値額	1.26(1.2)	
		資本金等の額	0.525(0.5)		
		所得	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	・年400万円以下の金額 3.71(3.5)	
				・年400万円超800万円以下の金額 5.618(5.3)	
		・年800万円超の金額 7.42(7)			
		A電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、ガス供給業(一定のガス中小事業者に係るものを除く※)、保険業、貿易保険業	収入金額	1.06(1)	
		B電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入金額	0.8025(0.75)
	付加価値額			0.3885(0.37)	
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		収入金額	0.8025(0.75)	
所得			1.9425(1.85)		
C特定ガス供給業	収入金額	—	0.5184(0.48)		
	付加価値額	—	0.8085(0.77)		
	資本金等の額	—	0.336(0.32)		
※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業にのみ適用されます。それ以外のガス供給業(特定ガス供給業を除く)は、「A・B・C以外の法人」の税率が適用されます。					
○ 法人事業税の超過税率については、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように設定しています。					
○ 「中小法人に対する不均一課税」の対象となる法人は、上の表の( )内の税率が適用されます。					
○ 法人県民税(均等割)は、超過課税を実施しておりません。税率は、県税ホームページでご確認いただくか、県税事務所にお尋ねください。					
中小法人に対する不均一課税	【重要】次の基準に該当する場合は超過課税の対象となりません。				
	区分	不均一課税の適用基準			
	法人県民税(法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人			
法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人				
税収規模	1,000億円程度(5年間)				

超過課税を活用して推進する事業(令和3年度～7年度)

I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

新型コロナウイルス感染症による影響からの県内経済の回復に向けて、経済対策を強力に推進します。

- 地域経済の活性化
  - 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興
- 柔軟な経済構造の構築
  - 新分野への進出や製造ラインの変更などビジネスモデル転換への支援

II 災害に強い県土づくりの推進

「水防災戦略」に基づく大規模水害対策をはじめ、これまで「地震防災戦略」に基づき進めてきた地震・津波対策や減災対策につながる市街地の整備など、県民の皆様の「いのち」や法人の皆様様の活動を守るため、災害に強い県土づくりに継続して取り組みます。

- 台風・豪雨・火山などの自然災害対策
  - 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
  - 治山・法面や林道の整備
- 地震・津波対策の一層の強化
  - 地域防災力向上に向けた市町村の取組の支援や各種観測・調査研究の推進
  - 災害時における物資支援の受入体制整備
- 災害に備えた社会基盤施設の整備
  - トンネル、橋などの安全性向上
- 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修
  - 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定されている県有施設、警察署や県立学校などの耐震改修

III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

県内経済の持続的な発展や災害時における物資輸送に資するため、県土構造の骨格となる自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備に継続して取り組みます。

- 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

令和6年度の活用事業費(当初予算ベース)

活用項目	事業費総額	一般財源
I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進	51億円	49億円
(1) 地域経済の活性化	51億円	49億円
(2) 柔軟な経済構造の構築	—	—
II 災害に強い県土づくりの推進	814億円	206億円
(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策	418億円	106億円
(2) 地震・津波対策の一層の強化	94億円	33億円
(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備	202億円	34億円
(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修	99億円	32億円
III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	237億円	51億円
合計	1,102億円	Ⓐ308億円
超過課税活用額	Ⓑ 261億円	
超過課税活用率(超過課税活用額/一般財源)	Ⓑ/Ⓐ 84.8%	

※ 表示単位未満切り捨てのため、合計に符合しません。  
 ※ 「柔軟な経済構造の構築」については、令和6年度の活用事業はありません。